

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	高松市 介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高松市は、介護保険に関する事務での特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県高松市長

公表日

令和3年9月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	介護保険に関する事務						
②事務の内容	<p>高松市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険資格管理事務 ・介護保険被保険者証交付事務 ・保険料賦課・徴収事務 ・要介護認定事務 ・保険給付事務 ・保険者事務共同処理業務 <p>※ 事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。</p>						
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
システム1							
①システムの名称	介護保険システム(G-PRIME)						
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険資格情報の管理 被保険者の転入・65歳到達等による資格取得及び、死亡、転出等による資格喪失、適用除外者、住所地特例対象者などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ② 介護保険料の賦課管理 被保険者及びその世帯員の所得等に応じて、介護保険料の賦課決定を行う。 ③ 介護保険要介護認定、要支援認定情報の管理 被保険者等の申請に基づき、要介護認定調査を実施し、要介護、要支援状態区分の認定を行う。 ④ 介護保険給付情報の管理 国保連合からの給付実績情報や利用者からの支給申請等に基づき、介護保険の給付を行う。 						
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (収納管理システム、滞納管理システム)						
システム2～5							
システム2							
①システムの名称	収納管理システム						
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ①賦課情報取込 ・介護保険業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 ②収納 ・被保険者又は各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行う。 ・対象被保険者を抽出し、督促状、催告書を出力する。 ・被保険者からの受付後、金融機関へ照会し、納付方法を登録、変更、取消を行う。 ③滞納繰越 ・前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 ④発行 ・納付証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ⑤照会 ・該当の者に対する、賦課・収納情報等を照会する。 						
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (介護保険システム、滞納管理システム)						

システム3	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	<p>①滞納整理 ・収納情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。 ・督促を促しても納付しない被保険者に対して、催告書を出力する。 ・納付計画に関する情報を管理する。</p> <p>②決算 ・執行停止や時効により納付義務が消滅した時、滞納情報からデータを抹消する。 ・前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。</p> <p>③発行 ・納付書を再発行する。</p> <p>④照会 ・該当の者に対する、滞納情報等を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 （介護保険システム、収納管理システム）</p>
システム4	
①システムの名称	介護認定審査会システム(MCWEL)
②システムの機能	<p>介護認定審査会システム</p> <p>① 主治医意見書・認定調査票等、登録、修正、削除、及び印刷を行う</p> <p>② 受給権者情報の登録、修正、削除を行う</p> <p>③ 審査対象者の一次判定を行う</p> <p>④ 審査会資料を印刷する</p> <p>⑤ 審査判定結果の登録、修正、集計を行う</p> <p>⑥ 審査対象者の各種情報の参照、印刷を行う</p> <p>⑦ 外部提供資料の登録、印刷を行う</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 （ ）</p>
システム5	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>① 宛名番号付番機能: 宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。</p> <p>② 宛名情報等管理機能: 宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>③ 中間サーバー連携機能: 中間サーバ又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>④ 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 （中間サーバ）</p>

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>① 符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>② 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③ 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④ 既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤ 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥ 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦ データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧ セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨ 職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩ システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム7									
①システムの名称	<p>伝達通信ソフト</p> <p>※伝達通信ソフトは、国民健康保険団体連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国民健康保険団体連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国民健康保険団体連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>								
②システムの機能	<p>① 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国民健康保険団体連合会へ送信する。</p> <p>② 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国民健康保険団体連合会へ送信する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム8									
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能								
②システムの機能	<p>① 市民向け機能 ・自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。</p> <p>② 地方公共団体向け機能 ・市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (他のシステムとは接続しない)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (他のシステムとは接続しない)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (他のシステムとは接続しない)									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条1項、別表第1の68項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117 (情報照会の根拠) 番号法 第19条第8号 別表第二 93、94、95
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高松市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課
②所属長	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	高松市内に住所を有する第1号被保険者、第2号(認定あり)被保険者とその世帯員、介護保険適用除外者及び住所地特例者。
その必要性	介護保険の各種業務を行うに当たり、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号、その他識別情報：本人を確認するため ② 4情報、連絡先、その他住民票関係情報： <ul style="list-style-type: none"> ア 資格要件を確認するため イ 各種通知書の送付先を確認するため ウ 本人からの問い合わせ、本人への連絡等のため ③ 地方税関係情報：保険料の賦課、負担限度額認定等を行うため ④ 医療保険関係情報：資格(2号)の確認、高額医療合算等を行うため ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報：資格、保険料の賦課、負担限度額認定等を行うため ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険業務を行うため ⑦ 年金関係情報：保険料賦課(特別徴収)を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月予定
⑥事務担当部署	高松市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、国保・高齢者医療課、生活福祉課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (国保連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	介護保険に関する各種業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	高松市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 介護保険資格情報の管理 被保険者の転入・65歳到達等による資格取得及び、死亡、転出等による資格喪失、適用除外者、住所地特例対象者などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 2 介護保険料の賦課・徴収情報の管理 被保険者及びその世帯員の所得等に応じて、介護保険料を賦課決定し、保険料の徴収を行う。 3 介護保険要介護認定、要支援認定情報の管理 被保険者等の申請に基づき、要介護認定調査を実施し、要介護、要支援状態区分を認定を行う。 4 介護保険給付情報の管理 国保連合からの給付実績情報や利用者からの支給申請等に基づき、介護保険の給付を行う。 ・届出書等に記載された個人番号の真正性を確認するため、当システム(新規取得の場合は、住基システムや宛名管理システム等)にて、届出書に記載された個人番号で検索して、特定個人情報の確認を行う。 ・税情報等、他の特定個人情報を参照する際に、副次的な突合キーとして個人番号を使用する。	
	情報の突合	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	介護保険システム全般のシステム運用	
①委託内容	システムの運用管理、一括処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社四国支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。
	⑥再委託事項	システムの運用管理、一括処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
委託事項2～5		
委託事項2	介護保険料納入通知書等各種文書の印刷	
①委託内容	帳票イメージデータを提供し、印刷会社にて各種文書を紙出力し封入封緘まで行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	介護認定審査会システムの運用保守委託	
①委託内容	・認定審査会システム保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社富士通四国インフォテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は香川県国民健康保険団体連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。</p> <p>なお、当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める義務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50号第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理され、第60条第7号において自立支援給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。</p>
②委託先における取扱者数		<p>[10人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		香川県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	<p>[再委託する]</p> <p><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力等について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認する。
	⑥再委託事項	国民健康保険団体連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (5) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二の第1(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定する介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	高松市内に住所を有する第1号被保険者、第2号(認定あり)被保険者とその世帯員、介護保険適用除外者、および住所地特例者。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	番号法第9条第1項別表第一の第1(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第一の第2欄に掲げる事務
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域生活支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高松市内に住所を有する第1号被保険者、第2号(認定あり)被保険者とその世帯員、介護保険適用除外者、および住所地特例者。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

・入退室管理を行っているサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。
・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームはサーバ室に設置しており、入退室管理を行っているサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙3のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
介護保険情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録システム等、他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。 ・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認を実施している。また、必要な情報のみを記載する様式としており、記載方法を十分に説明し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市で定める個人番号利用事務実施者以外(介護保険事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 行っている	2) 行っていない		
＜選択肢＞							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・情報漏えい等を防ぐための適正管理 ・複写等の禁止 ・再委託の禁止 ・事故報告義務 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高松市 総務局 コンプライアンス推進課 情報公開コーナー 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2155
②請求方法	高松市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高松市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2326
②対応方法	問い合わせの内容や対応について、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年9月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月18日	I-1-②	高松市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ・介護保険資格管理事務 ・介護保険被保険者証交付事務 ・保険料賦課・徴収事務 ・要介護認定事務 ・保険給付事務	高松市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ・介護保険資格管理事務 ・介護保険被保険者証交付事務 ・保険料賦課・徴収事務 ・要介護認定事務 ・保険給付事務 ・保険者事務共同処理業務	事前	
平成29年5月18日	I-2-システム7-①	-	伝達通信ソフト ※伝達通信ソフトは、国民健康保険団体連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国民健康保険団体連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国民健康保険団体連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	
平成29年5月18日	I-2-システム7-②	-	①受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国民健康保険団体連合会へ送信する。 ②受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国民健康保険団体連合会へ送信する。	事前	
平成29年5月17日	I-6-②	鍋嶋 武志	佐々木 啓明	事後	
平成29年5月18日	II-4-委託の有無	3件	4件	事前	重要な変更にあたるため
平成29年5月18日	II-4-委託事項4	-	保険者事務共同処理業務	事前	

平成29年5月18日	Ⅱ-4-委託事項4-①委託内容	-	介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は香川県国民健康保険団体連合会に対して、個人番号を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。 なお、当該委託業務において個人番号を利用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める義務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50号第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理され、第60条第7号において自立支援給付の支給に関する事務と整理されているため妥当であ	事前	
平成29年5月18日	Ⅱ-4-委託事項4-②委託先における取扱者数	-	10人未満	事前	
平成29年5月18日	Ⅱ-4-委託事項4-③委託先名	-	香川県国民健康保険団体連合会	事前	
平成29年5月18日	Ⅱ-4-委託事項4-④再委託の有無	-	再委託する	事前	重要な変更にあたるため
平成29年5月18日	Ⅱ-4-委託事項4-⑤再委託の許諾方法	-	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力等について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認する。	事前	
平成29年5月18日	Ⅱ-4-委託事項4-⑥再委託事項	-	国民健康保険団体連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	
平成30年5月22日	I-6-②	佐々木 啓明	岡谷 豊	事後	
平成31年4月25日	I-6-②	岡谷 豊	介護保険課長	事後	様式の変更による
令和2年5月8日	I-1-②	-	「事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領も含む。」を追記する。	事後	
令和2年5月8日	I-2-システム8-①	-	サービス検索・電子申請機能	事後	

令和2年5月8日	I-2-システム8-②	—	① 市民向け機能 ・自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。 ② 地方公共団体向け機能 ・市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する。	事後	
令和2年5月8日	I-2-システム8-③	—	その他(他のシステムとは接続しない)	事後	
令和2年5月8日	II-3-②	—	その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和2年9月16日	I-5-②	(情報提供の根拠) 番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、 ...	「8、11、108」を追加 (別紙1にも3項目追加)	事後	見直しに伴う記載内容の変更
令和2年9月16日	II-5-提供・移転の有無	23件	26件	事後	見直しに伴う記載内容の変更
令和2年9月16日	V-1-①	平成27年9月16日	令和2年9月16日	事後	見直しに伴う記載内容の変更
令和3年8月10日	I-5-②	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月10日	II-5-提供先1	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月10日	II-5-①	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月10日	II-5-②	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの

令和3年8月10日	Ⅱ－5－③	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月10日	Ⅲ－6－リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月10日	別紙1	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの